

福岡県建築物耐震改修促進計画（R7改定案）の概要

1. 計画策定の目的

地震による建築物倒壊などの被害から県民の生命、身体及び財産を保護するために、既存建築物の耐震診断や耐震改修を総合かつ計画的に促進することを目的として、『建築物の耐震改修の促進に関する法律』（以下、「耐震改修促進法」という。）に基づき、「福岡県耐震改修促進計画」を策定する。

計画期間：令和8年度から令和17年度までの10年間

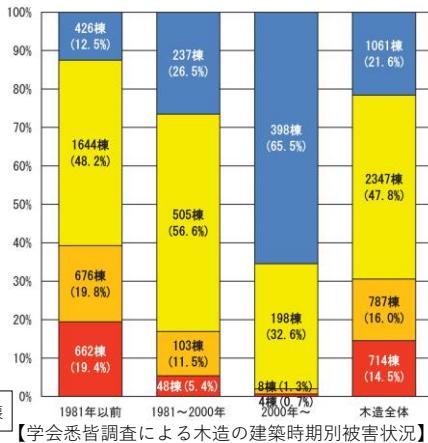
2. 耐震化を取り巻く社会動向

主な地震	施策の変遷
昭和53年宮城県沖地震	S56.6 新耐震基準施行（建築基準法）
平成7年阪神・淡路大震災	H7.12 耐震改修促進法施行
平成17年福岡県西方沖の地震等全国で大地震頻発	H18.1 改正耐震改修促進法施行（県計画策定義務付け） H19.3 福岡県耐震改修促進計画策定 H25.11 改正耐震改修促進法施行（規制強化）
平成23年東日本大震災	H28.4 福岡県建築物耐震改修促進計画改定
平成28年熊本地震	H31.1 改正耐震改修促進法施行令施行
令和6年能登半島地震	R7.7 国の基本方針改正

（参考・近年の地震被害）
令和6年能登半島地震における木造建築物被害の特徴

- ・新耐震基準導入（S56）以前の木造建築物の倒壊等の割合が高い
- ・接合部等の基準の明確化（H12）以降の倒壊等の割合が低い

平成28年熊本地震でも同様の傾向がみられた



3. 福岡県で想定される地震規模と被害の想定

本県の「地震に関する防災アセスメント調査報告書」（令和7年9月）において、県内7つの活断層型地震が想定されており、建物に関する被害想定が大きなものは以下のとおり

- ・西山断層帯の建物被害想定が最大
全壊・全焼、半壊の合計：約162,000棟
- ・警固断層帯の地震発生確率が高い
30年以内の発生確率：0.3~6%
全壊・全焼、半壊の合計：約121,000棟



【福岡県で確認されている活断層の位置】

4. 耐震化の現状と取組

（1）耐震化の現状

県内の要緊急安全確認大規模建築物※1及び住宅※2の耐震化率は以下のとおり

	【要緊急安全確認建築物】		【住宅】	
	H30※3	R7	H30	R5
全体	85.5%	95.9%	全体 89.6%	91.9%
公共	96.7%	99.3%	木造戸建て 78.3%	82.0%
民間	31.8%	79.6%	共同住宅等 97.4%	97.9%

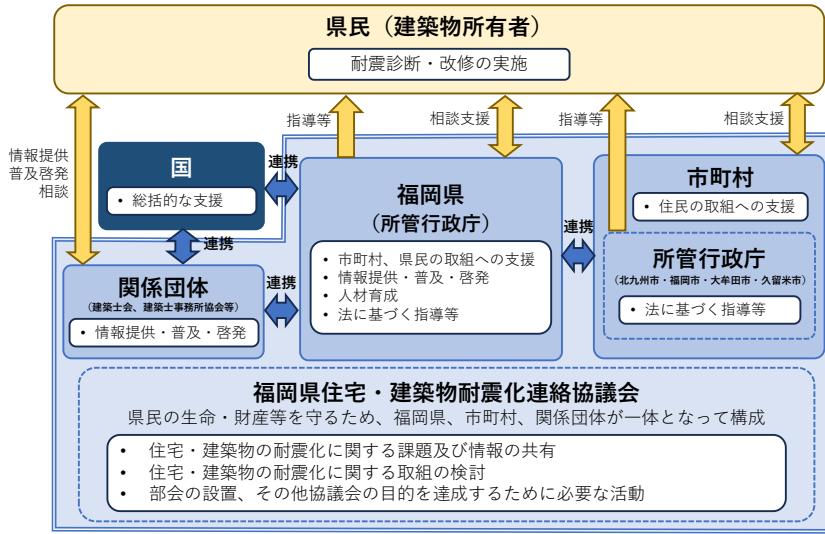
- ・要緊急安全確認大規模建築物の耐震化率は95%を超えているが、民間建築物の耐震化率が低い
- ・住宅の耐震化率は上昇しているが、木造戸建て住宅の耐震化率が低い

※1 病院、店舗等不特定多数が利用する建築物や危険物の貯蔵所等のうち、一定規模以上のもので、耐震改修促進法（H25.11改正）により耐震診断が義務付けられている
 ※2 「住宅・土地統計調査」（総務省）による県推計
 ※3 耐震診断結果を公表した時点

（2）近年の取組

福岡県住宅・建築物耐震化連絡協議会の設立

県、市町村及び関係団体が一体となって住宅・建築物の耐震化に関する課題や情報の共有及び取組の検討を行うことで、耐震化を推し進めることを目的に、令和6年5月に設立



6. 目標

種別	現状	目標
要緊急安全確認大規模建築物	95.9% (R7.4.1時点)	令和12年度までに耐震性が不十分なものをおおむね解消
住宅	91.9% (R5.10.1時点)	令和17年度までに耐震性が不十分なものをおおむね解消

5. 耐震化の課題

（1）防災上重要な建築物の耐震化

- ・耐震診断が義務化された大規模特定建築物の着実な耐震化の促進が必要
- ・災害時の防災拠点機能や民間建築物に対する先導的役割が求められる公共建築物の耐震化促進が必要
- ・倒壊により多数の者の円滑な避難を困難とする恐れがある建築物の耐震化が必要
- ・住宅の耐震化率が目標値を下回っており、特に木造住宅の耐震化が必要
- ・耐震性不足解消率向上にあたっては、耐震化だけでなく除却の促進も必要

（2）意識啓発・知識の普及

- ・耐震化による地震発生リスク回避が建築物所有者自らの問題であることの意識啓発が必要
- ・地震の恐ろしさ、地震発生によるリスクを認識し、防災意識を保持するための取組が必要
- ・気軽に相談でき正しく有益な情報を得ることができる相談体制の充実が必要
- ・昭和56年の耐震基準導入以降で平成12年より前に建築された木造住宅について、耐震性能検証の実施に努めるよう促すことが必要

（3）耐震化に向けた環境整備

- ・県民の生命・財産を守るために建築物の耐震化に対する法に基づく適切な指導・助言等が必要
- ・補助制度、税制優遇など耐震化を進める上で所有者の負担軽減に関する情報提供が必要

（4）建築物全般の安全対策

- ・構造体の耐震化と併せ、窓ガラスや天井の落下対策など非構造部材を含む建築物全般の安全対策が必要
- ・家具等の転倒防止等、屋内空間における安全性確保に対する知識の普及が必要
- ・土砂崩れや建築物の敷地の崩壊、液状化など地盤の安全性確保に対する防災対策が必要

7. 耐震化の基本方針

- ◆ 住宅・建築物の所有者自らが主体的に耐震化に努めることを基本とする
- ◆ 県及び市町村は耐震化促進のための環境整備と所有者に対する適切な指導及び助言を行う

地震に強い安全・安心な
福岡のまちづくり
《建築物の耐震化の促進》

8. 施策の体系

- (1) 公共建築物の耐震化
- (2) 民間特定既存耐震不適格建築物の耐震化
- (3) 住宅の耐震化
- (4) 耐震改修促進に向けた効果的な普及啓発
- (5) 耐震改修促進に向けた指導等
- (6) 耐震改修促進に資するその他の施策
- (7) 市町村の取り組みの促進

福岡県建築物耐震改修促進計画（R7改定案）の概要

9. 施策の概要

赤: 項目の追加 青: 内容修正、記載箇所の変更

取組概要	現行計画	改定(案)
(1) 公共建築物の耐震化	①重点的かつ計画的な耐震化の促進	①重点的かつ計画的な耐震化の促進
	②県有建築物の耐震化の推進	②防災拠点の耐震化の促進
(2) 民間特定既存耐震不適格建築物の耐震化	①適切な指導等による耐震化の促進	①適切な指導等による耐震化の促進
	②建築物の定期報告制度の活用による耐震化の促進	②建築物の定期報告制度の活用による耐震化の促進
	③通行障害建築物の耐震化の促進	③通行障害建築物の耐震化の促進
(3) 住宅の耐震化	①耐震診断・耐震改修等への支援	①耐震診断・耐震改修等への支援
	②リフォーム時における耐震化の誘導	②リフォーム時における耐震化の誘導
	③市町村及び関係機関との相談ネットワークの充実・強化	③除却の促進 ④新耐震木造住宅(S56～H12)の耐震性能検証の促進
(4) 耐震改修促進に向けた効果的な普及啓発	①防災意識の向上	①防災意識の向上
	②耐震改修促進に関する情報の提供	②耐震改修促進に関する情報の提供
	③研修等の実施による耐震改修に資する人材確保	③研修等の実施による耐震改修に資する人材確保
(5) 耐震改修促進に向けた指導等	①法に基づく適切な指導・助言等の実施	①法に基づく適切な指導・助言等の実施
	②各行政庁でのネットワークづくりの推進	②各行政庁でのネットワークづくりの推進
(6) 耐震改修促進に資するその他の施策	①建築物の総合的な安全対策の実施	①建築物の総合的な安全対策の実施
	②横断的な取り組みによる総合的な防災対策	②横断的な取り組みによる総合的な防災対策
(7) 市町村の取り組みの促進	①市町村耐震改修促進計画改定の促進	①福岡県住宅・建築物耐震化連絡協議会の取り組みの促進 ②県・市町村・関係機関の連携による相談体制の充実・強化
	②市町村耐震改修促進計画改定ガイドラインの作成	③市町村耐震改修促進計画改定の促進 ④地震ハザードマップの作成・公表について